

《全文》

【文献番号】25592426

東京地方裁判所令和3年特(わ)第1126号
令和4年2月2日刑事第18部判決

判 決

職業 無職 A 昭和25年〇月〇〇日生

上記の者に対する覚醒剤取締法違反被告事件について、当裁判所は、検察官■■■■■，弁護士■■■■■
(国選)各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役2年に処する。
未決勾留日数中160日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和3年3月下旬頃から同年4月7日までの間に、東京都内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚醒剤を使用したものである。

(証拠の標目)

括弧内の番号は、証拠等関係カードの検察官請求番号を示す。

被告人の公判供述

第3回公判調書中の証人Bの供述部分

採尿状況報告書(甲8。ただし、6項の採尿の経過部分を除く。)

鑑定書(甲10)

DVD-R1枚(甲13)

(事実認定に関する補足説明)

1 弁護士は、警察官は、被告人に職務質問を開始した後、被告人が再三帰りたいと言っているのに、被告人に体を押し当てて被告人の移動の自由を奪い、強制採尿令状を提示するまで約6時間も日暮里駅改札前に留置き、強制採尿令状の執行に当たっては、被告人に手錠と腰縄を付けて病院まで連れて行ったのであり、被告人の尿の鑑定書(甲10)は、違法な職務執行によって得られた違法収集証拠であって、その違法は令状主義の精神を没却するほどに重大であるから、証拠排除されなければならない。結局、判示事実を認めることはできないから、被告人は無罪である旨主張するので、当裁判所が被告人の尿の鑑定書(甲10)の証拠能力を認め判示事実を認定した理由について補足説明する。

2 C警察官は、「令和3年4月7日午後7時48分頃、日暮里駅構内で警ら中、被告人と目が合った瞬間、被告人が目をそらして早足になったことから、気になって職務質問を開始した。『すみません。』と声を掛けたが、振り返ることなく早足で改札の方に向かったので、正面に回り込んで、両手を軽く前に出して、被告人の両肩を触る形で止めた。『職務質問です。所持品検査に応じてほしい。』旨声を掛けると、拒否するような言動をとったので、被告人の両肩に何度か手を当てて止めることを繰り返した。犯罪歴について質問し照会すると、覚醒剤取締法違反10件等の犯罪歴が判明した。被告人の様子を見ると、若干頬がこげ、顔色も青白く、汗ばむなどし、逃げようとする感じを受けたので、薬物を使用していないか尋ねた。これに対して返答がなかったため、『尿の検査をしたい。』旨申し向けると、被告人は、『無理です。』と返答した。そのすぐ後、午後7時59分頃、被告人が携帯電話で電話をかけ、携帯電話には『D』『E』と表示されていた。その表示から、被告人は、暴力団組織に連絡して人を呼んでいる可能性があるかと判断し、警察官の応援を要請した。被告人は、午後8時14分頃、『帰る。』と言って、改札の外に出て、改札のそばの柱のところで立ち止まった。その後、数名の警察官が臨場し、その間も、尿を提出するよう説得したが、被告人は、『尿は出さない。令状でも何でも持ってくればいい。』旨言うので、午後8時32分、B警察官が、被告人に強制採尿の手続をとることを伝えた。」旨供述する。

F警察官は、「4月7日午後8時16分頃に日暮里駅に駆け付け、被告人に対し、任意採尿に応じるように説得したが、被告人は、『拒否します。私は行きません。』などと述べていた。午後8時32分頃、B警察官が、被告人に対し、強制採尿の手続をとると伝えて、C警察官らと令状請求のため警察署に戻り、その後、残った警察官数名で、被告人の動静を監視した。被告人がその場から立ち去ろうとしたことはなく、警察官らが動こうとする被告人に体を接着して動けないようにしたことなどない。警察官は、被告人とは約2mの距離を保ち、折を見て、被告人に対し任意採尿に応じるように話し掛けたが、被告人は、黙ったままであった。翌8日午前1時30分頃、令状の発付を受けたB警察官、C警察官らが到着したので、B警察官に引き継いだ。動静監視をしている際に、被告人の近くにカラーコーンを設置したことなどない。」旨供述する。

B警察官は、「4月7日午後8時24分頃、日暮里駅に駆け付け、被告人に『任意採尿に応じてもらえないか。』などと話し掛けたが、被告人は『嫌だ。なんで行かなければいけないんだ。』などと言って拒否した。『では、どうしたらいい。』旨話したところ、被告人が『令状を持ってこい。』旨言うので、午後8時32分頃、被告人に令状請求の手続をとると言って、警察署に戻った。令状の発付を受けて、翌8日午前1時30分頃、日暮里駅に到着し、着衣所持品に対する搜索差押許可状による搜索を実施した後の午前1時52分頃、強制採尿令状を提示したところ、被告人は、抵抗することなく、『行こうじゃないか。』と答えて、警察車両に乗り、中野の東京警察病院に向かった。午前2時35分頃、同病院に到着した。同病院に向かう際、被告人に手錠や腰縄を付けたことなどない。現場の警察官や当番等に就く警察官は、各人に貸与された手錠を所持しているが、腰縄を所持していることはない。腰縄は留置係が管理していて、逮捕しに行く際に準備するのであれば、留置係から借り受けることになる。強制採尿に際して採尿現場に連行するに当た

り、激しく抵抗されても、腕を抱えて家から外に出すというような身体拘束に至らない程度の必要最小限の有形力を行使することはあるが、無理に手錠をかけて連行することはない。被告人は、東京警察病院に到着してからベッドに横になった後、看護師が『これから採尿しますよ。』と言ったところで騒ぎ出したので、被告人の体を押さえた。午前3時19分頃、尿を差し押さえ、予試験を実施したところ、擬陽性であったので、尿を鑑定に回すと伝えた上、午前4時17分頃、被告人を警察車両に乗せて東京警察病院を出発し、午前4時55分頃、荒川警察署に到着して、午前5時頃、被告人を帰宅させた。被告人が荒川警察署へ行きたくないと言ったことはなかった。鑑定結果は陽性であったので、5月13日に被告人を逮捕した。本件より前に強制採尿手続に関与したのは、2、3回である。」旨供述する。

C警察官は、当初有形力を行使したことや被告人が帰りたいがっていたことなども供述しており、その供述は十分に信用することができる。F警察官の供述も、日暮里駅のG助役が、「午後8時30分頃以降、3、4回、被告人らの様子を見たが、警察官は、被告人を取り囲むというより、被告人から1、2m離れたところで一緒に立っているという感じであった。午後8時30分頃、警察官が被告人に声を掛けることはあったが、その後は警察官も被告人も無言であった。赤いボールのような物が被告人の近くにあったという記憶はない。」旨供述していることに符合していることなどに照らせば、十分に信用することができる。B警察官は、ベッドで暴れた被告人を押さえたことなども供述しており、十分に信用することができる。

これに対し、被告人は、「職務質問に際して、覚醒剤の前科を聞かれ、『覚醒剤の前科がある人は尿を提出してもらい決まりになっている。』などと繰り返し言われた。改札を出てから、警察官数名に取り囲まれて身動きがとれなくなった。『職務質問に協力したので帰りたい。』旨言って歩き出すと、警察官に取り囲まれ体を押し付けられて動けなかった。『帰らせろ。』、『どけ。』などと言って何度も帰ろうとしたが、動けず、結局、改札を出たところに立ったまま6時間いた。その間に、警察官が通行の妨げにならないようにカラーコーンを設置した。その後、強制採尿に行くということで手錠を掛けられ腰縄を付けられて車に乗せられた。病院で強制採尿される直前に手錠と腰縄を外され、体を押さえ付けられて強制採尿された。帰る段になって、また手錠と腰縄を付けられ、荒川警察署に行くと言われたので、『帰してくれ。』と言ったが、車に乗せられ、荒川警察署に到着したところで手錠と腰縄を外され、帰宅した。」旨供述する。

弁護人は、被告人の供述を前提に、通常人が約6時間も何もせずに立ち尽くしているというのは考えられず、警察官らが、改札の前の柱のそばで被告人を取り囲んでその移動を阻止したものである。F警察官及びG助役の各証人尋問調書添付の写真には、被告人から1mほどのところに赤いボールが写っており、警察官らは、通行の妨げにならないように赤いボールを設置し、赤いボールより被告人の近くにいて被告人を取り囲んでいた、B警察官は、強制採尿令状の執行の経験に乏しく、逮捕手続と同様に手錠や腰縄を用いたものである。以上によれば、警察官らの供述は信用することができない、という。

しかしながら、覚醒剤の前科がある人は尿を提出してもらい決まりになっているなどというのは、尿の提出を求める虚言として余りにも稚拙であり、警察官が被告人にそのように申し向けたというのは、不自然、不合理である。また、警察官が腰縄を所持していたという事情や被告人が強制採尿令状の執行に際して抵抗したという事情は認められず、警察官が被告人に手錠や腰縄を付けたというのも、不自然、不合理である。被告人の供述は信用することができない。

そうすると、被告人の供述は、被告人が日暮里駅改札前から立ち去ろうとしたことはなく、警察官らが動こうとする被告人に体を接着して動けないようにしたことなどないという警察官の供述の信用性を減殺させるものとはいえない。弁護人指摘の写真に写っている赤い物体は、撮影者のそばにいた者が携帯していた書類ケースのようなものが写り込んだものとうかがわれ、G助役の供述などにも照らせば、カラーコーンであるとはいえない。B警察官が強制採尿手続について逮捕手続と混同したと疑う事情も見当たらない。弁護人の主張は採用することができない。

以上によれば、警察官らが供述する事実経過が認められる。

3 そうすると、被告人と警察官が、4月7日午後8時14分頃に日暮里駅の改札を出てから、翌8日午前1時30分頃に捜索差押許可状が執行されるまで、同改札前にいたことを考慮しても、その間、警察官らが被告人の移動を阻止したことはなかったと認められることに照らせば、職務質問から強制採尿に至るまでの警察官らの行為に違法はなく、被告人の尿の鑑定書(甲10)は、違法収集証拠ではないと認められる。

4 したがって、前掲の関係各証拠により、判示の事実が認められる。

(累犯前科)

1 事実

平成28年9月13日 東京地方裁判所宣告
公務執行妨害、覚醒剤取締法違反の各罪により懲役2年6月

令和元年6月10日 刑の執行終了

2 証拠

前科調書(乙3)及び判決書謄本(乙6)

(法令の適用)

罰条 覚醒剤取締法41条の3第1項1号、19条

累犯加重 刑法56条1項、57条(再犯の加重)

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴訟費用の処理 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

被告人は、前記の累犯前科を含め同種前科が8犯あるというのに、本件犯行に及んでおり、本件犯行は常習的犯行といわざるを得ず、規範意識が鈍麻している。被告人の刑事責任を軽くみることはできず、主文掲記の刑に処するのが相当である(求刑懲役2年6月)。

よって、主文のとおり判決する。

令和4年2月2日

東京地方裁判所刑事第18部

裁判官 野村賢